

賞与を従業員に払ったら、たとえ1万でも社会保険料等をきちんと差し引いて下さい

- ① 社会保険料 (A)40歳到達月～65歳未満の人は15.205%  
(B)40歳未到達月の人又は65歳以上の人は14.310% (70歳以上別計算)  
Aの例) 220,500円支給 → 220,000円(1,000円未満切捨て)×15.205%=33,451円
- ② 雇用保険料は(C)『一般の事業 0.3%』(D)『建設・農林水産の事業 0.4%』  
Cの例) 220,500円支給 → 220,500円(切捨て無し)×0.3%=661円 (0.5円切り捨て)
- ③ 源泉徴収税は 220,500-(33,451+661)=186,388円 これに税額表P15の率を当てはめて計算。  
税額表P15の【以上未満】の欄は賞与支給月の前月の給与の額(社会保険料等引き)で見ます  
例) 前月の社会保険料+雇用保険料引きの給与が 79千円以上 252千円未満に該当し  
扶養家族0人ならば左の率は4.084%ですので 186,388円×4.084%=7,612円になります。

★ 複式簿記講習会のお知らせ ★ 8月(初級) → 9月(中級)

- ① 8月20日(木) 午後1時半～午後3時半まで 青色会館 2階会議室にて  
8月21日(金) 午後1時半～午後3時半まで 同 上  
\*二日間通して簿記の仕組みを勉強しましょう!  
\*会費:1,500円(教材費込み) 申し込みは 8月17日(月)までに  
(尚、2名以下の場合、中止します) 講師:井手弘子
- ② 9月17日(木) 午後1時半～午後3時半まで 青色会館 2階会議室にて  
9月18日(金) 午後1時半～午後3時半まで 同 上  
\*二日間通して簿記の仕組みを勉強しましょう! (8月とは内容が違います)  
\*会費:1,500円(教材費込み) 申し込みは 9月14日(月)まで  
(尚、2名以下の場合、中止します) 講師:馬場裕道

**無料税務相談会** 8月28日、9月29日、10月29日、11月27日

担当: 甲斐浩二税理士・井手辰夫税理士・福田義晴税理士

**無料法律相談会** 8月25日、9月24日、10月以降は事務局へお尋ね下さい。

担当: 池辺健太弁護士

**お知らせ**

- ① 国民健康保険税のコロナウィルス感染症の影響による減免申請は世帯主しか出来ません。  
減免を申請される場合は先に世帯主を変更し、個人事業主と同一人にする必要があります。
- ② 家賃支援給付金 [前年同月比で売上が50%以上減少または連続した3か月の売上が30%以上減少した事業者の家賃負担を軽減]
- ③ 福岡県家賃軽減支援金 国の「家賃支援給付金」に、県が給付金の上乗せを行い、家賃負担を軽減。  
(国や福岡県の主な支援メニューは福岡県のホームページをご確認ください)

今年は曜日の関係上、8月8日(土)～16日(日)の間、事務局は長期閉館致します  
急ぎの方は8月7日(金)までに、急がれない方は17日(月)以降でお願い致します。